

Q 第 12 報の適用により上乗せの報酬を事業所が請求する場合に、被保険者の限度額を超える可能性がある。

単一の事業所が上乗せ報酬を請求する場合には上乗せ報酬の請求回数を、限度額を超えないように調整することが考えられる。

しかしながら、複数の事業所が上乗せ報酬を請求した結果、限度額を超えるような事例については、どの事業所が上乗せ報酬を請求するかを誰がどのように管理するのか？

複数事業所間の調整については、各事業所のサービス提供回数等を比較し、原則として担当の介護支援専門員が行うべきである。